

「つくぼ片山家」施設利用に関する規則

平成30年3月1日 制定

施設の保全・保存、及び安全性と公共性を維持するため、下記の規則を定めております。

当施設をご利用のお客様がこの規則に従わないときは、契約を解除し、利用をお断りすることがあります。

1. 利用申込について

施設の利用申請について会員限定の事業であり、原則、会員外の利用は実施していません。

利用については「活用企画申込書」（別紙）を作成のうえ、原則利用希望日の30日前にNPO事務局までご提出ください。なお、施設の利用受付は施設利用日の6か月前から受付を開始します。

2. 利用に伴う「施設利用協力金」の負担について

法人設立趣旨である施設の保存等のため、下記協力金をご寄付としてお願いしております。当該趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

施設利用目安	午前（9:00-12:00）	午後（13:00-16:00）	夜間夕方（16:00-19:00）
非営利目的利用	寄付1口（¥1000）以上	寄付1口（¥1000）以上	寄付1口（¥1000）以上

なお、営利目的の利用の場合は上記の2倍に相当する協力金のご負担をお願いしております。

<負担金の支払方法>

支払は当日施設利用時にご持参いただくか、当法人が指定する期日までに指定口座への納入をお願いいたします。（事前納入の場合は施設利用日当日に振込明細等の入金証明できる文書を持参ください）

3. 禁止事項

（1）当施設への次に定める物品の持ち込み

- ・動物（盲導犬・介護犬等を除く。特別の許可がある場合はその限りではない）
- ・法令により所持を禁止されている物品
- ・危険物（発火性又は引火性を有する物質）、毒物及び劇物（人体に有害な物質）
- ・著しく大きい物品、多い物品、又は重い物品、悪臭を発するもの等、衛生を妨げる物品

（2）当施設内での次の行為

- ・喫煙、発火又は著しく発熱する暖房器具、調理器具等の使用
（特別な許可がある場合はその限りではない）
- ・当施設の設備を本来の用途以外の目的で使用すること、許可なくその現状を変更すること、及び、その所定の場所から移動させること
- ・公序良俗に反する行為
- ・喧騒行為、異臭放散、その他第三者に迷惑を及ぼす行為
- ・当施設の許可なく、当施設で営利を目的とした活動、その他の用途で使用する
- ・当施設の外観を損なう物品の掲示・設置等
- ・周辺道路での駐車及び駐輪、所持品等の放置、ゴミの投げ捨て・放置などの迷惑行為
- ・その他、施設内及びその周辺において安全及び衛生の妨げとなる行為全般

3. その他

- ・駐車場を利用する場合は参加者に応じて誘導係を配置するなど、安全の確保等に留意してください。
- ・外出する際は施設管理人にその旨を報告のうえ、施錠してください
- ・清掃は施設利用した後に実施してください。なお、利用時に出たごみ等は各自お持ち帰りください。